

農委広報やまがた

穂豊帆 21

[hohoho 21]

令和6年8月
(2024年)

第224号

山形市農業委員会

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線773)



たおやかな龍山に見守られ、地域農業の開拓者とならん！！

農事組合法人 村木沢あじさい営農組合

New 農ガール & 農メンズ

(活動の様子はこちらから→)



● 農業委員会の活動報告

- * 全国農業委員会会長大会 2 P
- * 一年間の取り組みについて 3 P
- * 山形市農業委員会研修会 6 P

● 地域情報

- * おじゃまします
「株式会社 虹の森ファーム」 森谷 潔さん 5 P

● お知らせ

- * 農地相談等の事前予約制について 2 P
- * 全国農業新聞について 3 P
- * 収入保険加入手続きについて 3 P
- * 農地中間管理事業募集 4 P
- * 許可等日程のお知らせ 6 P

◆ 地域計画策定に向けた目標地図づくりにご協力ください

『皆で描く未来地図』～地域での話し合いに参加しましょう～

全国農業委員会会長大会

農業や農村の抱える課題に対する政策提案や、全国的な組織活動の取組方針などを決議する「令和6年度全国農業委員会会長大会」が5月29日に東京都内で開催されました。当日は全国の農業委員会会長など約1,800人が参加し、提案決議1件、申し合わせ決議2件、実行運動計画1件が提案・審議され満場一致で採択されました。

今大会では、改正食料・農業・農村基本法の基本理念に新たに位置付けられることになった食料安全保障の実現に向け、大型で安定的な財源の確保や適正な価格形成の仕組みの早期構築などの施策の具体化を求める内容が提案され決議されました。また、現在進められている地域計画の策定やその実現に向けた支援など、現在のみならず、将来にわたって農業者が希望を持って国民への食料供給の付託に応えるため、農業者が真に望む施策の展開を求める内容が盛り込まれております。

これらの決議を踏まえ、山形市農業委員会でも今後実施する国・県・市への要望活動などに積極的に取り組んでまいります。

山形市農業委員会 会長 高橋 徳郎

提案決議「食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案」抜粋

I. 食料安全保障の確立に向けた施策の具体化

- ・改正基本法の理念を実現する大型で安定的な財源の確保
- ・適正な価格形成の仕組みの早期構築と国民理解の醸成
- ・直接支払制度の見直しと新たな制度の創設 ほか



II. 地域計画の策定と実現に向けた支援

- ・農業政策と地域計画の紐づけ
- ・地域計画を実現するための予算措置 ほか

III. 農地の確保と効率及び適正利用

- ・「農用地利用集積等促進計画」への一本化に向けた措置 ほか

IV. 農業・農村を担う者の育成・確保

V. 農村の持続的発展等

VI. 農業委員会組織の予算確保及び体制整備

- ・農業委員会組織予算の確保
- ・農業委員会の事務局体制の整備 ほか



農地相談等の事前予約制を実施いたします。

農地に関する相談で農業委員会に訪れる際には、皆様の待ち時間を最小限にできるよう、事前に電話でご連絡ください。

■対応時間：9:00～12:00 または 13:00～17:00（休日、祭日を除く）

■連絡先：山形市農業委員会事務局 農地係 電話 023-641-1212 内線 775・776・916

※予約なしでも相談は可能ですが、お待ちいただく場合がございます。

農地利用最適化推進委員 一年間の取り組みについて

○金井地区

農地利用最適化推進委員として活動することになって一年が経ちました。最初の取り組みは、昨年8月に実施した農地パトロールでした。農業委員と共に、タブレット片手に『農地ナビ』の地図情報を参照しながら、担当する金井地区の農地の現地調査を行いました。遊休農地の把握や違反転用の調査、所有者への指導の必要性や解消状況について確認しました。金井地区は山形市の北西部に位置し、平地に水田が広がり、古くからの集落と新興住宅地が混在しています。古くからの集落に多い果樹園や野菜畑、そして地区を流れる須川の河川敷界隈に広がる農地について、遊休農地の増加や荒廃を防ぐために、特に注視する必要性を再認識しました。その後も、地区内を移動する際には農地の耕作状況や、異常や変化がないか確認する「農地の見守り活動」を続けています。

ために農地を探している相談もありました。こうした相談について、当地区では、農業委員とJAやまがた東金井支店、農地利用最適化推進委員が連携して、農地の所有者と担い手の意向把握に努め、必要に応じて面談や話し合いを行い、適切な対応ができるようにしています。今後も、農地をどのように誰が最適に活用するのか、方向性を明確にできるよう、真摯に取り組んでいきたいと思っています。

令和7年3月までの「地域計画」の策定に向け、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成する必要があります。今年1月、当地区では地区内の認定農業者・認定新規就農者、金井地区で大きく経営する地区外農業者が一堂に会し、経営体ごと色分けされた地図をもとに、現状を把握・確認し、協議しました。地域全体で協力し、将来の地域の農地利用の最適化に向けた取り組みに、引き続き尽力していく所存です。

○滝山地区

農地利用最適化推進委員として二期目となりました。主な仕事は農地パトロールをもとに遊休農地の草刈り

(農地利用最適化推進委員

七五三 勲)

を依頼したり、土地の譲渡の話を聞いたりしています。

就任当初に農地パトロールで見た光景も年を追うごとに変わってきました。耕作しなくなった農地は草だらけとなり、いつのまにか木まではえていきます。

農業者の一日の労働時間は、収入につながることで、維持管理に係る時間がほとんどでしょう。天候や鳥獣による被害、従事者の高齢化等により農地の維持や復旧に費やす労力を考えると、それらを断念してしまう方が年々増えている様です。

耕作できない場合は荒れないうちに借り手を見つけられればそれが一番良い方法でしょう。荒れてしまってからではなかなか難しいものです。借り手がいるのなら耕作してもらった方が、所有者にとっても農地を守る良い方法なのではないでしょうか。

遊休農地は、違反転用や不法投棄の原因となりがねません。限られた農地が荒れないように農地パトロールに力を入れていきたいです。

(農地利用最適化推進委員

三浦 寛)

ただ今、収入保険の 加入手続き実施中です!!

現在、令和7年1月からの補償開始に向け、加入手続き実施中です。加入に必要な書類等や補償内容など詳しいことは、山形県農業共済組合にお問い合わせください。

山形県農業共済組合 (NOSAI 山形)
TEL 023-665-4700

全国農業新聞は、週刊の農業専門紙として、土地問題、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例、新規就農者への支援など、様々な角度から情報提供を行っています。

週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円(消費税込み)

◎申し込みは農業委員会事務局、または農業委員へお問い合わせください。



農地中間管理事業による農用地などの 借受希望者及び貸付希望者を募集しています。

「農地中間管理事業」とは、農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が、農地を貸したい方から農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手農業者に貸し付ける事業です。



貸付希望申込み締切日

- ① 令和6年 9月 3日(火)【令和6年12月下旬から貸借開始を希望される方】
- ② 令和6年 11月 1日(金)【令和7年2月下旬から貸借開始を希望される方】
- ③ 令和6年 12月 17日(火)【令和7年3月下旬から貸借開始を希望される方】

注意：令和6年12月17日(火)が今年度の最終申込み締切日となります。

借受希望申込募集期間

・令和6年4月1日(月)～令和6年12月17日(火)

申込み受付窓口

・山形市農協アグリセンター、山形農協各支店及び営農センター

申込み方法

・所定の申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。
(申込み用紙は、各受付窓口にあります。)



申込みにあたっての留意事項

【貸付希望者】

- ・市街化区域内の農地や農地として利用することが困難な農地等は、事業の活用はできません。
- ・貸付希望申込書を提出した時点で、機構が借り受けることを決定したわけではないため、「借り手」が見つかるまでの間は、農地所有者が自ら農用地等を管理して頂くことになります。

【借受希望者】

- ・借受希望申込みをした方については、一部内容をインターネット等で公表することになります。

【貸付・借受希望者】

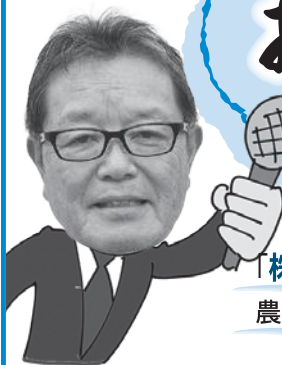
- ・令和6年10月以降に結ぶ契約から、賃料(年総額)の0.75%の手数料が毎年発生します。
(無償での契約の場合は、手数料は発生しません。)

お問い合わせ



- 貸付け希望申込み・農地中間管理事業・各種変更手続きについて
山形市農業委員会事務局 農地係 電話(023)641-1212 内線 775・776・916
- 借受け希望申込みについて
山形市農政課 就農・経営支援係 電話(023)641-1212 内線 436
- 手数料について
公益財団法人 やまがた農業支援センター 電話(023)631-0697

おじゃまします



もりや きよし
「株式会社 虹の森ファーム」森谷 潔さんの事務所へ
農業委員 森田 誠一が、おじゃましました。



山形市下条町で「株式会社虹の森ファーム」を営む
森谷 潔さんの豊原事務所におじゃましました。
潔さんは、奥さん、お子さんとご両親の5人家族です。

★就農と経営内容

大学（農学部）を卒業後、農業関係会社へ就職し、ご両親が高齢になったため地元に戻って、6年前に法人化を行い就農しました。設立当時、圃場で大きな虹を見て、希望や天と大地の繋がりを象徴する虹と名字の一字をあわせて、素敵な「虹の森ファーム」と命名しています。本格的に出荷生産するようになって丸4年です。

経営内容は、ベジフルハウス2棟、ハウス9棟と、野菜苗や露地野菜を含めた90a、水稲は1.5haです。ベジフルハウスでは、トロ箱養液栽培システムを導入したミニトマト（アンジェレ）を栽培したことで農業経営の幅を広げています。アンジェレは、デザート型の品種で、ヘタなしで出荷します。糖度が高くゼリー質が少ないため果汁が飛びにくいのが特徴で、子どものおやつにも最高です。高値安定期に収穫のピークをあわせ、更なる成果を目指しています。

★心掛けていること

従業員は、正社員2名。パート社員もあり、一番忙しい春先の苗作りのピーク時には10名程が手伝いをしていきます。そこには、新規就農の若手農業者も含まれています。

社員には、何度失敗しても挑戦させ、その経験から農業のおもしろさに気づかせて、良いところを引き出すことを心掛けています。楽しく仕事ができるように、ストレスをかけないように、スマホで各自の好きな音楽を聞きながら作業するなど創意工夫を凝らしています。そのため、日頃から社員との会食などでのコミュニケーションシロブくりは欠かせません。

生産者同士や消費者、市場関係者などの人と人の繋がりを大切に、各研修会などにも積極的に参加して、仕事に楽しく打ち込めるための意識やスキルアップを重要視しています。森谷さんのポジティブな考え方に共感して毎年、新規就農者や若者が集まって来てくれます。それはウインウインの関係を築いていらつしやるからだと思っています。仕事の本来の意味合いを再考させられました。



★今後について

「収穫した農産物の廃棄をできるだけ少なくするため、6次化にも取り組みたい。」「仕事の動線をしっかりと整えて、規模拡大を図り売り上げを伸ばして、SDGsの社会に貢献していきたい。」と穏やかに話された笑顔がとても印象的でした。

旅行が好きな森谷さんは、やまがた出羽百観音（最上・庄内・置賜の各十三観音）を完全巡礼されています。将来は日本百観音を回りたいそうです。今は長く休みが取れず旅行に行けない分、そのような動画を見ているとのこと。夢は豪華クルーズ船での世界一周やJRのななつ星での優雅な旅をやりたいなあと思っているそうです。

森谷さんは、一昨年から山形市農協の理事に就任されました。今後益々のご活躍をご期待しております。

（農業委員 森田 誠一）



山形市農業委員会研修会に参加して

4月25日、第11回定期総会に合わせ「農業・農政をめぐる情勢について―基本法の見直し―」と題し、農林水産省東北農政局山形県拠点地方参事官松原秀雄氏を講師に研修会が催されました。

近年における世界の食糧需給の変動、地球温暖化の進行に加え、我が国における人口の減少、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応するために、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの必要性。農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため一部改正された「食料・農業・農村基本法」についての内容でした。

我が国において、食料はもとより農業資材の相当分を海外に依存していることや、世界的な在庫の減少と穀物需要の変化、また近年の世界的な気候変動における食糧供給のリスク等の説明を伺い、危機感を新たにしました。昨年の異常なまでの高温等、農業においても環境負荷を軽減する産業構造への転換が不可欠となってくることでしよう。

農業の担い手の減少や高齢化が長

らく問題視されていますが、そのなかでの農業生産の維持や発展について説明を受けました。スマート農業技術の導入に合わせて従来のままのやり方ではなく、圃場や農業現場も変わることで、人口減少下においても生活水準の維持が可能になることでしよう。6次産業化や高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる付加価値の向上についても伺いました。令和6年産における水田活用予算の見直しの主な変更点として、直接支払交付金、畑地化促進事業やいわゆる5年水張りルールの具体化の概要を伺い、地域の、いや山形の農地の健全化に尽力を誓うものと思いました。

国内の食料自給率の向上と言われ久しいですが、昨年同様の異常気象が常態化するとも言われています。次世代のためにも、真剣に考えなおさなければと再認識した研修会となりました。

(農業委員

川村 栄介)



令和6年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
10月	9月20日(金)～25日(水)	10月11日(金)
11月	10月21日(月)～25日(金)	11月13日(水)
12月	11月20日(水)～25日(月)	12月13日(金)

※農地法3条（農地に係る権利移動）、4条・5条（農地の転用）等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

※許可申請には確認事項、必要書類がありますので事前にご相談ください。

問い合わせ先：山形市農業委員会事務局（電話 023-641-1212 内線 775・776・916）

農委広報やまがた
バックナンバーは
こちらから



編集

後記



ここ30年ちかく理髪店にも行かず、もっぱら『バーバー』やすこ（※女房です）のお世話になっている。適当な時に適当な場所です。要時間10～15分、鏡も見ずに電動バリカンでバーっと刈ってもらおう。いったい料金に換算したらどれだけになっているだろう（ホントに感謝です）。

黒くハリのあつた頭髪は、いつしか白髪だらけの細いネコっ毛となり、しかも透けて頭皮が丸見え状態だ！「薄くなったね」とバリカンを動かしながら嬉しそうに女房が笑う。悔しいが今さら育毛剤などの悪あがきはしない、たぶん・・・。

(編集委員 推名 俊明)

